

令和5年度かすみがうら市特定健康診査受診率向上業務  
委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨・目的

かすみがうら市特定健康診査等実施計画（第3期）において、令和5年度受診率は50%と設定しており、最高値であった令和元年度値（40.9%）を目標としても、令和3年度（32.3%）比で、8.6%向上させなければなりません。

本要領は、令和5年度において、近年新型コロナウイルス感染症の影響により低下しているかすみがうら市国保特定健康診査（以下、「特定健診」）の受診率を回復、向上させるための受診勧奨業務を、予算の範囲内で、より効率的かつ効果的に実施することのできる者へ委託するために行う公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）方式による受託候補者の選定手続きを定めるものです。

なお、同選定手続きに際しては、「令和5年度特定健康診査受診率向上業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定める事項を遵守のうえ自由に提案して頂き、最も効果的な業務履行が見込まれるものを採用します。

## 2. 公募の概要

公募概要は、次のとおり

(1) 委託業務名 令和5年度かすみがうら市特定健康診査受診率向上業務

(2) 委託限度額

4,179千円（税抜）提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とします。

(3) 業務内容

別紙「令和5年度かすみがうら市特定健康診査受診率向上業務仕様書」のとおり。

(4) 委託期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 3. 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者が、応募できるものとする。

(1) 過去の健診データやKDBデータ等の分析を基に対象者の特性により内容を変えるなど、効果的な内容とする。

(2) 人口規模がかすみがうら市（特定健康診査対象者数7,000名程度）と同規模以上の自治体で、直近3年間（令和元年度～令和3年度）において本業務と同様の業務を完了した実績が50件以上あること。

(3) かすみがうら市（特定健康診査対象者数7,000名程度）と同規模以上の自治体で、本業務と同様の業務において、直近3年間で少なくとも5%以上の受診率向上実績が10件以上あること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (6) 自社もしくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (7) 当該募集要項公表日及びプレゼンテーション実施日において、かすみがうら市一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと

#### 4. 公募から契約履行までの日程

- (1) 募集開始・仕様書等の配布（公開） 令和5年4月 3日（月）から
- (2) 質疑受付締切 令和5年4月10日（月）まで
- (3) 質疑回答（予定） 令和5年4月17日（月）
- (4) 公募参加意向の申請 令和5年4月21日（金）まで
- (5) 参加資格確認結果通知 令和5年5月 1日（月）
- (6) 企画提案書提出締切日 令和5年5月12日（金）まで
- (7) プレゼンテーション実施（予定） 令和5年5月19日（金）
- (8) 結果通知（予定） 令和5年5月29日（月）
- (9) 契約締結（予定） 令和5年6月 1日（木）

#### 5. 募集における応募、審査等の手順

- (1) 仕様書等の入手  
仕様書等関係書類及び様式は、かすみがうら市のホームページにて掲載するので入手すること（<https://www.city.kasumigaura.lg.jp/page/dir011173.html>）
- (2) 募集要項・仕様書に対する質疑応答の実施  
本業務に応募しようとする応募者は、本募集要項、仕様書に記載している内容に対する質問を行うことができる。質問書様式は必要に応じて項目を追加できる。
  - ① 質疑の受付
    - a 受付期間 令和5年4月10日（月）まで
    - b 提出方法 質問書（様式2）に記入の上、「7. 問い合わせ先」のE-Mailにより提出すること。
    - c メールタイトルを「受診率向上プロポ質問書（会社名）」とし「7. 問い合わせ先」へ電話で受信の確認を行うこと。
  - ② 質疑の回答
    - a 回答日 令和5年4月17日（月）（予定）

- b 回答方法 ホームページに掲載する。なお、回答はホームページに掲載した時点において本実施要領の修正あるいは追加がされたこととみなす。

### (3) 参加意向申出書の提出

参加希望者は、次のとおり提出すること。

#### ① 提出書類

- a プロポーザル参加意向申出書（様式3）
- b 会社案内及び会社概要（組織においては、体制がわかる資料（様式任意）
- c 実績調書（様式4）

類似の受診勧奨業務について 茨城県内実績が5自治体以上あることを示してください。契約書の頭紙の写しを記載案件分クリアファイルに入れ提出すること。提出書類を確認の上、不備がある場合には当該プロポーザル参加を認めないものとする。

#### d 納税証明書（写）（発行官公署の様式）

法人の場合：「法人税」「消費税及び地方消費税」（その3の3）

個人の場合：「申告所得税」「消費税及び地方消費税」（その3の2）

申請日3か月以内に発行のもの原本(写し不可)

#### e 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

申請日前3か月以内に発行のもの原本（写し不可）

#### f 印鑑証明書

申請日前3か月以内に発行のもの原本（写し不可）

#### g 誓約書（様式6）

#### ② 提出期限 令和5年4月21日（金）午後3時まで

#### ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

郵送の場合、提出期限までに必着のこと。

#### ④ 提出場所 下記「7. 問い合わせ先」

#### ⑤ 参加資格確認結果通知 令和5年5月1日（月）までに通知する。

### (4) 参加辞退

参加意向申出書等の提出後に参加手続きを辞退する場合は、辞退届（様式7）を上記(3)の④まで持参又は郵送にて提出すること。

### (5) 企画提案書提出届及び企画提案書等の提出

企画提案書提出届（様式5）及び企画提案書（任意様式）等は、次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和5年5月12日（金）まで

イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）。郵送の場合、提出期限までに必着のこと。

ウ 企画提案書の作成については本実施要領に基づいて作成し、クリアファイルに入れ7部

(正本1部、副本6部) 提出すること。

企画提案書に必須の項目は、以下の通り。

- ① 未受診者の分析及び分類  
未受診者のパターン整理とその理由
- ② 受診勧奨の内容  
整理した未受診者のパターンに応じた受診勧奨の内容
- ③ 受診率向上に繋がる工夫  
最適な通知作成、行動変容の手法
- ④ 勧奨結果の効果検証  
次年度の受診勧奨に向けた効果の検証及び分析
- ⑤ スケジュールの提示  
無理のない実現可能なスケジュールで示すこと
- ⑥ 個人情報の管理  
個人情報保護に関する事業者の認証取得状況や情報の管理体制、  
従事者の教育等情報漏えいの防止対策を示すこと。
- ⑦ 業務の実施体制  
提案内容を確実に実行できる体制で示すこと
- ⑧ 実績  
類似の受診勧奨業務における実績を示すこと
- ⑨ 見積書  
積算根拠の妥当性及び費用対効果。見積書には各項目の内訳を明記すること。  
また、提案価格には郵送料も含めること。  
宛先は「かすみがうら市長」、業務名は「令和5年度かすみがうら市特定健康診査受診率向上業務委託」とすること。

## 5 審査方法及び評価基準

### (1) 審査

プロポーザル方式により提案の選考を厳正かつ公平に行うため、市職員で構成される「特定健康診査受診率向上業務委託公募型プロポーザル審査会」を実施する。

- ① 審査会の構成員は、次のとおりとする。

保健福祉部長

市民部長

健康増進課長

国保年金課長

- ② 審査会の庶務を行うため、保健福祉部健康増進課に事務局を置く。
- ③ 企画提案書等を提出した者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

## (2) プレゼンテーション等の実施

① 実施日 令和5年5月19日(金) 予定

※開始時間等については、電子メールにて通知する。

② 実施場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室

③ 実施方法

・ 1者につき、30分以内(説明20分以内、質疑5～10分程度)

a プレゼンテーションは、企画提案書等に記載された内容を基に項目順に説明すること。また、企画提案書に記載された内容の範囲内であれば、拡大用紙、パネル、プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。

b 企画提案書等の差替え、追加は原則認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。

c 企画提案書に対するプレゼンテーションへの参加者の出席者総数は、5名以内とする。なお、説明内容に応じて要員の入替を行うことは問題ない。

d パソコン等の機材は用意しないため、参加者が用意し、セッティングすること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは当市で用意する。

e 機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。

f プレゼンテーション・ヒアリングの内容は録音する。なお、プレゼンテーション・ヒアリングにおいて参加者が発言した内容は、原則として契約時の仕様に反映する。

g プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

## (3) 候補者の決定

評価基準により、提出された書類及びプレゼンテーションの実施結果を受けて、審査の合計得点が最も高い者を候補者とする。また、審査の結果、最高得点の者が2者以上ある場合は、審査員の協議により決定する。参加者が1者であった場合は、総合的に評価を行い、契約候補者としての適否を判断する。

## (4) 審査結果通知及び公表

審査結果は、5月29日(月)までに、全ての提案者に個別に通知するとともに、市のホームページで公表する。なお、審査の過程や選定結果等に関する個別の問い合わせには応じないものとする。

## (5) 評価基準

評価項目	評価の観点	配点
業務の実施 体制 (25点)	業務を実施するための人員配置が整っているか(専門職が従事している)	5
	再委託が発生する場合、あらかじめ申告し委託業務内容が明らかか	5

	個人情報保護及び守秘義務の遵守等セキュリティ対策が十分に取られているか	5
	事故発生時の対応方法が適切であるか	5
	業務スケジュールが具体的で、円滑に業務を実施できる実現可能な計画となっているか。市への過度な要求がないか	5
業務の実施内容 (50点)	業務遂行にあたり、その成果が十分に期待できるものであるか(勸奨対象者の選定方法、優先順位のつけ方、対象者の分類等)	10
	業務を遂行するに当たり、特別又は効果的な工夫が見受けられるか(通知物の工夫)	20
	上記の提案以外にも積極的に受診率を向上させるための方法が考えられているか(独自性)	10
	勸奨効果の分析や評価方法が適切か。翌年度の業務に寄与するものであるか。	10
業務実績 (15点)	他自治体の業務実績や経験は十分であるか	15
費用対効果 (10点)	見積り価格の設定は業務内容に対して妥当であるか 費用内訳が特定の項目に偏っていないか	10
合計		100

## (6) 契約

最優秀提案者と業務委託に関する詳細協議のうえ、予定価格以内で、随意契約を行うものとする。なお、協議が整わず契約見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

## 6. 留意事項

- (1) 応募書類等の提出、プレゼンテーションの出席その他応募に関する経費については、全て応募者の負担とする
- (2) プレゼンテーション開催日時などの詳細は、参加資格の確認結果を踏まえ、別途連絡するものとする
- (3) 提出された応募書類は返却しない。
- (4) 無効となるプロポーザル
  - ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - ・ 提出書類に虚偽の記載がある場合
  - ・ 著しく信義に反する行為を起こした場合
  - ・ 会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
  - ・ 公共事業に関して、違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合

・その他、要領に違反した場合

- (5) プロポーザルの結果は、ホームページ等によって公表される場合がある。
- (6) プロポーザルに関する一連の資料は、かすみがうら市情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合がある。
- (7) 提案書の著作権は、それぞれの製作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。
- (8) 今後想定される一連の委託業務に際しては、提案書中に記載された担当者について変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、やむを得ないと認められた場合はこの限りではない。

## 7. 問い合わせ先

かすみがうら市役所

担当 保健福祉部 健康増進課 成人保健係

〒300-0121 茨城県かすみがうら市宍倉5462

かすみがうらウエルネスプラザ内

電話：029-898-2312

E-MAIL：[kenkouka@city.kasumigaura.lg.jp](mailto:kenkouka@city.kasumigaura.lg.jp)